



性暴力被害者にとっての対話の意義：Restorative Justice（修復的司法）の実践を手がかりに

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小松原, 織香 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002540

本論文「性暴力被害者にとっての対話の意義 —Restorative Justice (修復的司法) の実践を手がかりに一」は、Restorative Justice (以下、RJ と略す) の実践例を参照しながら性暴力被害者の「対話(dialogue)」の意義の考察を行うものである。

RJ は、西欧諸国を中心に実践が広まっていった新しい紛争解決のアプローチである。従来の刑事司法では、国家が加害者を裁くことで紛争解決とされた。他方、RJ は被害者と加害者の二者関係における「対話」に焦点を当てる。犯罪・暴力の当事者の間で行われる「対話」が、性暴力被害者の人生にいかなる意味を持つのかを明らかにすることが、本論文の目的である。RJ 研究は法学や心理学、教育学や福祉学など多岐にわたる分野で広く多様な研究が行われている。本論文は性暴力事例に的を絞り、実証研究も参照しながら、文献を用いた哲学的考察によって論を進めた。

第1章では、被害者の視点から RJ について再考を行った。第1節では「RJ とは何か」と題し、先行研究の中で RJ の定義や歴史がどのように論じられてきたのかを概観した。RJ は刑事司法のみならず、教育や福祉の現場でも広く実践されている。その多様な実践を「修復的社会(restorative society)」の構想という視点から、一つのまとまりのある RJ 概念としてまとめ上げることができる。

第2節では、犯罪被害者団体からの RJ への懐疑論を踏まえて、被害者に有用な RJ の可能性を模索した。RJ は従来の刑事司法を批判し、新たな「対話」を実現しよう試みたため、被害者団体からは賛否両論の声が上がった。そこで筆者は、RJ に適用する事例を限定し、当事者のニーズを重視する実践ならば、被害者に有用であり得るという可能性を示した。

第2章では、「人称(person)」の視点から、被害者と加害者の「対話」について、思想史を踏まえながら検討した。第1節では、フランスの哲学者のウラジミール・ジャンケレヴィッチ(Vladimir Jankélévitch)の「人称」の議論の枠組みを援用した。人間は「人称」によって問題の認識を大きく変える。犯罪・暴力の問題についても、同じことが言える。「1人称」の視点から見た犯罪・暴力の問題は、被害者と加害者の内省によって立ち現れる。「3人称」の視点から見

た犯罪・暴力の問題は、科学的調査や刑事司法制度の手続きの中で立ち現れる。それに対して、「2人称」の視点から見た犯罪・暴力の問題は、被害者と加害者の二者関係における「対話」の中で立ち現れてくるのである。対話の中で、被害者が加害者に向けて、「なぜ、私？ (Why me?)」と問うとき、具体的で生々しい犯罪・暴力の経験が想起される。筆者が捉えようとしているのは、この具体的で唯一無二で独異的な経験としての犯罪・暴力の問題である。

第2節では、初期のRJ研究者の文献を検討し、犯罪・暴力の問題が「2人称」の視点から捉えられてきたことを明らかにする。RJの研究や実践を進めてきた、ニルス・クリスティ(Nils Christie)、ハワード・ゼア(Howard Zehr)、マオリ評議会(Maori Council)もまた、刑事司法制度の中で犯罪・暴力が「3人称」の視点から抽象的なものとして扱われていることを批判し、「2人称」の視点から共同体内の具体的な出来事として犯罪・暴力を捉え直そうとした。さらに、第3節では、こうしたRJの思想が、コミュニタリアン(communitarians)の思想と地続きであることを指摘する。しかしながら、現実の刑事政策については、コミュニタリアンの思想は犯罪の加害者を、「共同体」の敵と認識し排除している。そこで、第4節では、共同体から加害者を排除するのではなく、包摂する正義論として、ドイツの哲学者ユルゲン・ハーバーマス(Jürgen Habermas)の思想を取り上げる。ハーバーマスは、共同体内の価値規範が対立した場合、相手を敵とみなして排除するのではなく、「対話」を通して新たな規範を創出し、共同体を維持することが正義にかなっているという。そこから敷衍して、「対話による正義」の思想の実践が、RJにおける「対話」と考えられる。

第5節では、ジェンダーの視点を用い、共同体内の「対話」の中で女性が発話の困難に直面することを取り上げる。キャロル・ギリガン(Carol Gilligan)とキャサリン・A・マッキノン(Catharine MacKinnon)の論争を取り上げ、女性が男性とは異なる発話の主体の有り様を持つ可能性を検討する。社会的弱者にとっての発話の困難の問題が明らかとなる。

第3章では、性暴力被害者の発話主体の構造のモデル化を行う。第1節では、警察資料や性暴力被害者の支援者の証言を検討する。性暴力被害者は社会的・文化的背景により、沈黙を余儀なくされた社会的弱者である。そのため、性暴力被害者が「声を上げる」ことが、社会変革の一步となる。

第2節では、精神科医のジュディス・ハーマン(Judith Lewis Herman)のトラウマ研究を検討し、性暴力被害者がセラピーの中で被害について語ること

で、「回復する主体」となる経験を得ていることを分析した。性暴力被害者が共同体のメンバーに向けて、自己の経験を語ることで共同体の変革を促すようになる。第3節では、性暴力被害者が法廷で公正に扱われ、「告発する主体」となるためには、刑事司法改革を通じた共同体の変革が必要であることを考察した。このように、性暴力被害者の「回復」や「告発」のためには共同体の変革が重要だと言える。

第4節では、フェミニスト犯罪学者のフランシス・ハイデンソーン(Francesc Hidensohn)の論文を取り上げ、RJの「対話」は女性的な紛争解決であるというアイデアを検討する。二項対立への単純化への批判を踏まえながら、フェミニズムには、被害者と加害者の「対話する主体」を肯定する思想があることを明らかにした。

第5節では、性暴力被害者の「語る主体」を、「回復する主体」、「告発する主体」、「対話する主体」の三側面から捉えるモデルを提起した。「回復」「告発」「対話」の三項を対立項ではなく、並立する主体の側面として捉えることで、立体的で包括的な性暴力被害者の主体モデルを確立することができた。

第4章では、第3章の理論的考察を下敷きに、性暴力事例におけるRJの実践を検討した。第1節では、性暴力に特化してRJを実践する先駆的な団体を紹介した。ヨーロッパを中心として、性暴力被害者のトラウマに配慮したプログラムの実践が広まっている。

第2節では、RJ研究者のキャサリン・デイリー(Kathleen Daly)とRJに反対するセラピスト、アニー・カズンズ(Annie Cossins)の論争を取り上げ、第3章で提起した性暴力被害者の主体のモデルを参照しながら検討した。カズンズは性暴力被害者支援の立場から、RJは再被害の恐れがあるため危険であると主張した。カズンズの主張を筆者のモデルに沿って整理すると、RJは性暴力被害者の「回復する主体」の役には立たないし、「告発する主体」には裁判が適していることになる。他方、デイリーは加害者が「対話」の中で「罪を認める」ことを重視しており、「対話する主体」の視点からRJを捉えていると考えられる。デイリーと同様に、「回復」や「告発」とは異なる「対話」という側面から、RJを検討する必要がある、

第3節では、アイルランドで行われた性暴力被害者へのインタビュー調査を参照して、当人がRJに参加を望む理由を分析した。インタビュー調査に記録された性暴力被害者の「語り」からは、加害者に「なぜ(Why?)」「なぜ、私(Why

me?)」と問いかけたいと望んでいることが明らかになった。これは第2章で述べた「2人称」の視点からみた、被害者と加害者の「対話」だと考えられる。性暴力被害者にとっても、加害者に対して直接、問いかけたいというニーズがある。それを実現するのがRJにおける「対話」である。

第5章では、実際に対話の中で何が起きるのかを、性暴力被害者の手記に現れる「語り(narrative)」を通して検討する。第1節では、RJに参加した性暴力被害者の「語り」から、対話には二側面があることを考察する。まず、「対話」にはハーバーマスが提起したような、新たな規範を創出して、共同体を維持しようとする側面がある。これを筆者は「修復的対話(restorative dialogue)」と名付けた。次に、「対話」には第4章で述べたような、被害者から加害者へ呼びかけるという側面がある。この直接的に加害者に問いかけることで性暴力被害者の内面が変容していくような対話を、筆者は「解体的対話(deconstructive dialogue)」と名付けた。そして、「解体的対話」を通して得られる二者関係から解放される経験を、「赦し(forgiveness)」と呼ぶことができると考察した。

第2節では、フランスの哲学者ジャック・デリダ(Jacques Derrida)の「赦し」の概念についての議論を援用し、被害者の「赦し」がコミュニティに与える影響について考察した。被害者が「赦し」について「個人」として語ることは、「共同体」のメンバーの内面に働きかける。そのことで、「赦し」の可能性が担保され、過酷な暴力が繰り返されても、「共生」の希望を失わずにいられるのである。

本論全体として、「対話」について実際の実践例を挙げながら、哲学的な抽象的概念と接続を行うことで、現実に即した「赦し」の考察に至ることができた。残された課題は今後の研究に委ねられる。